令和８年（フ）第３７号
京都府亀岡市追分町八ノ坪26番地27
債務者　橋本　　弘
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第３８号
京都府南丹市園部町船岡小前田35番地
債務者　小笠原蓮華
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第４１号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来778番地の１
債務者　森井　朝子
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第５３５号
北九州市小倉北区砂津１丁目６番23―801号
債務者　高木ほのか
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６３５号
北九州市小倉北区高坊１丁目７番４―308号、前住所北九州市小倉北区白銀２丁目９番１―402号
債務者　田村　浩子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１０９号
山口県宇部市草江１丁目８番28―102号、前住所山口県宇部市亀浦２丁目６番31―２号
債務者　松本　文江
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第３８号
愛知県みよし市新前田一丁目４番地３　ヴィンテージ305号
債務者　堀川沙耶香
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３３８号
愛知県安城市今本町４丁目12番１号　フレスカ稲垣205
債務者　翁長　幸浩
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３４１号
愛知県豊田市日之出町２丁目７番地４　アドバンス日之出202号、前住所愛知県豊田市梅坪町３丁目11番地５　U―ハイム102号
債務者　小西　悠太
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５８号
愛知県岡崎市薮田１丁目12―７　レオパレスサニータウンⅡ　307号、住民票上の住所愛知県一宮市瀬部字水堀16番地１
債務者　川﨑　大樹
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４２０号
愛知県岡崎市丸山町字上地畑60番地13
債務者　山中沢銘こと　ＬＩ　ＺＥＭＩＮＧ
李　沢銘
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１１号
島根県鹿足郡津和野町日原331番地２　山根団地331号
債務者　今立麻理子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月７日まで
松江地方裁判所益田支部

令和８年（フ）第２６７号
相模原市南区東林間３丁目５番３―403号
債務者　鮎川　俊哉
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第１１４号
新潟県柏崎市半田２丁目13番16―204号　Ｆ＆Ｔハンダ
債務者　片山　　香
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
新潟県柏崎市田塚２丁目１番20―202号　ライトワンＢ
債務者　田中　美紀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２７４号
静岡県御前崎市佐倉1634番地の１　斉藤住宅Ｃ
債務者　渥美　紗弓
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３０６号
静岡県浜松市中央区上新屋町205番地の５　ネオキャッスルＢ　202、前住所岐阜県各務原市鵜沼朝日町３丁目15番地１　（スカイゲートⅡ　101）
債務者　加藤　里奈
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係